LASTONEMILE

証券コード：9252

第15回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2026年11月26日（木曜日）午後２時00分
受付開始：午後１時30分

開催場所 東京都豊島区東池袋三丁目１番
サンシャインシティ文化会館ビル５階
特別ホール　502号室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

議　　案 第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

株式会社ラストワンマイル

証券コード　9252
2026年11月10日

株　主　各　位

東京都豊島区東池袋四丁目21番１号
ア　ウ　ル　タ　ワ　ー　３　階
株式会社ラストワンマイル
代表取締役社長　松　永　光　市

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://lomgrp.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月25日（水曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午後２時00分
（受付開始　午後１時30分）

2．場　　所　東京都豊島区東池袋三丁目１番
サンシャインシティ文化会館ビル５階
特別ホール　502号室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対し賛否のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。当該書面は、法令及び当社定款第18条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月26日（木曜日）
午後２時00分（受付開始：午後1時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時00分入力完了分まで



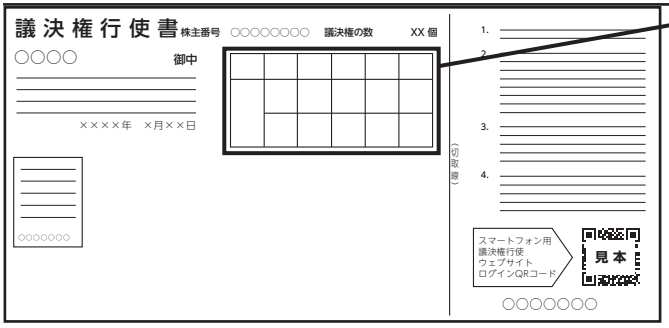
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年11月25日（水曜日）
午後６時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

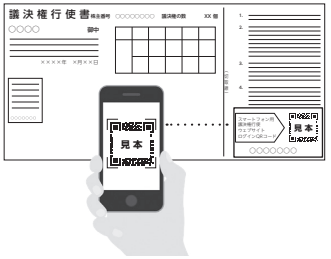
・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・議決権行使ウェブサイトをご利用頂くために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

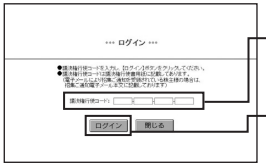
議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（９名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	渡辺（わたなべ）　誠（まこと） （1974年７月28日）	1995年４月　株式会社竹中土木　入社 2010年９月　株式会社コール＆システム　設立 2015年１月　同社　代表取締役 2018年８月　当社　取締役 2022年７月　PRECOMJAPAN PTE.LTD．Director（現任） 2022年11月　当社　代表取締役 2023年８月　株式会社プレコムマネージメント　代表取締役（現任） 2024年３月　株式会社HOTEL STUDIO　代表取締役（現任） 2024年11月　当社　代表取締役会長　兼　CEO（現任） 当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般	238,037株
		（重要な兼職の状況） PRECOMJAPAN PTE．LTD．　Director 株式会社プレコムマネージメント　代表取締役 株式会社HOTEL STUDIO　代表取締役	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	松永 光市 (1971年5月23日)	1994年11月　株式会社光通信　入社 2004年４月　株式会社フリード（現：株式会社フォーバル・リアルストレート）取締役業務本部長 2006年７月　同社　常務取締役　管理本部長　兼　経営企画部長 2012年３月　プレミアムウォーター株式会社　入社 2019年６月　同社　取締役副社長 2020年６月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　上級執行役員 2021年10月　株式会社ライフセレクト　代表取締役社長 2022年６月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　取締役 2023年９月　当社　執行役員 2023年11月　当社　常務取締役 2024年11月　当社　代表取締役社長　兼　COO（現任） 当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般、子会社統括 2025年11月　株式会社テルベル　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社テルベル　取締役	24,250株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	柳田 拓也 (1989年9月18日)	2008年６月　株式会社NEXT　入社 2010年６月　株式会社U-NEXT（現：株式会社TACT）入社 2014年２月　当社　入社 2016年９月　株式会社まるっとチェンジ　代表取締役 2017年12月　Premium Water Million Club株式会社　取締役 2019年３月　当社　執行役員 2024年11月　当社　取締役執行役員（現任） 当社グループアライアンス事業部門及び集合住宅向け無料インターネット事業部門統括 2025年11月　株式会社ベンダー　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ベンダー　取締役	11,333株
4	久木宮 然 (1976年12月２日)	1997年４月　株式会社薩摩マツダ（現：株式会社南九州マツダ）入社 2000年８月　株式会社センチュリー　入社 2006年４月　株式会社ラウンドテーブル　入社 2015年６月　株式会社コール＆システム　入社 2018年11月　当社　転籍 2022年９月　当社　部長 2024年11月　当社　取締役執行役員（現任） 当社グループコンタクトセンター事業部門及び事業管理及び自社商材・サービス統括	7,166株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	久木宮（くきみや） 美和（みわ） (1985年1月26日)	2003年４月　株式会社大洋食品　入社 2005年９月　有限会社はらだ　入社 2013年７月　株式会社プレコムジャパン　取締役 2015年１月　株式会社コール＆システム　取締役 2018年７月　当社　執行役員 2018年９月　株式会社コール＆システム　代表取締役 2018年12月　株式会社まるっとチェンジ　代表取締役 株式会社ITサポート　取締役 2020年２月　当社　取締役 株式会社まるっとチェンジ　取締役 2022年７月　株式会社ブロードバンドコネクション　取締役 2023年９月　株式会社キャリア　取締役（現任） 2023年11月　当社　執行役員 2024年３月　株式会社HOTEL STUDIO　取締役 2024年11月　当社　取締役執行役員（現任） 当社グループの経営管理（総務人事法務関連業務） 2025年11月　株式会社ＳＨＣ　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社キャリア　取締役 株式会社ＳＨＣ　取締役	23,945株
6	市川（いちかわ） 康平（こうへい） (1987年3月24日)	2008年10月　株式会社シティクリエイションホールディングス　入社 2016年11月　当社　入社　管理本部長 2016年12月　当社　取締役 2019年３月　当社　取締役　兼　部長 2022年８月　合同会社ケアライフ　代表社員（現任） 2023年12月　株式会社ホロラボ　取締役（現任） 2024年11月　当社　取締役執行役員（現任） 当社グループの経営管理（財務経理関連業務、経営企画室関連業務） 2025年11月　株式会社HOTEL STUDIO　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 合同会社ケアライフ　代表社員 株式会社ホロラボ　取締役 株式会社HOTEL STUDIO　取締役	15,416株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	長野 成晃 (ながの ひであき) (1978年2月15日)	2003年４月　株式会社光通信　入社 2008年４月　同社　管理本部　財務部　副統轄次長 2014年12月　株式会社京王ズホールディングス　代表取締役 2015年10月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　執行役員　管理本部長 2016年４月　株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社（現：プレミアムウォーター株式会社）代表取締役 2016年６月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　代表取締役CFO 2017年６月　同社　代表取締役CDO プレミアムウォーター株式会社　取締役（現任） 2018年３月　株式会社PWリソース　代表取締役社長 2019年４月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　代表取締役CDO　兼　CFO　兼　CIO 2019年10月　アンドウォーター株式会社（現：株式会社ライフセレクト）代表取締役社長 2020年10月　株式会社プレミアムウォーター（現：プレミアムウォータープロダクツ株式会社）代表取締役社長 2023年10月　当社　執行役員 株式会社DREAMBEER　取締役（現任） 2024年１月　INEST株式会社　取締役（現任） 2024年６月　株式会社プレミアムウォーターホールディングス　取締役CFO（現任） 株式会社DREAMBEER MARKETING（現：株式会社ウォーターオフグリッド）代表取締役社長 2024年10月　プレミアムウォータープロダクツ株式会社　取締役 2024年11月　当社　取締役（現任） 当社グループの経営戦略に係るアドバイス業務 2025年12月　株式会社ウォーターオフグリッド　取締役（現任） （重要な兼職の状況） プレミアムウォーター株式会社　取締役 株式会社DREAMBEER　取締役 INEST株式会社　取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス　取締役CFO 株式会社ウォーターオフグリッド　取締役	3,333株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	矢野貴文 (1990年8月19日)	2014年９月　株式会社まとメディア　代表取締役社長 2017年７月　株式会社RUTILEA　代表取締役（現任） 2023年11月　当社　取締役（現任） 当社グループの経営戦略に係るアドバイス業務	1,200株
		（重要な兼職の状況） 株式会社RUTILEA　代表取締役	

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は2023年11月28日開催の第12回定時株主総会において、年額２億円以内とご承認いただき今日に至っております。しかしながら、当社グループの事業規模の拡大や経営環境の変化に伴い役員の責務が増大していることに加え、今後の経営環境においてより高度な経営判断と高い業績目標の達成が求められるなか、経営陣が結束して目標達成に邁進するための強力な動機付けを行うとともに、少数精鋭の体制において一段と大きくなる取締役一人当たりの役割と責任に見合った柔軟な処遇を可能とする必要があること、また、今後も持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現できる優秀な経営人材確保を可能とする必要があること等から、これを廃止したうえで新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額４億円以内と定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の経営体制、今後の経済情勢の変化等を総合的に勘案のうえ、相当であると判断しております。

現在の取締役は９名(うち社外取締役は0名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第１号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)８名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、８名(うち社外取締役は0名)となります。

以上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、先行きについても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気の緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害が我が国の経済に与える影響を注視する必要があり、先行きは不透明な状況が続いております。

一方、当社を取り巻く環境は、総人口は減少傾向にありますが、全国世帯数は増加傾向にあり、事業環境的には安定した状況が継続されるものと見込まれます。また、当社グループは、業種業態にこだわらず、あらゆる商品を世の中にまだない販売の手法を考えて新たな市場(ブルーオーシャン)を構築し、独占的に販売することを営業方針として掲げ、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

このような環境下で、当連結会計年度の業績は、売上収益19,789,339千円、営業利益1,982,921千円、税引前当期利益1,924,163千円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,267,935千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は37,575千円であり、主なものは、東池袋オフィスの内部造作等であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株発行により、45,327千円の資金を調達いたしました。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

吸収合併

2025年９月１日付で当社を存続会社とする吸収合併により、当社の連結子会社であるCITV光株式会社のすべての権利義務を承継いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式の取得

2025年７月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社テルベルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2025年７月16日付で株式交換契約を締結し、2025年９月１日に全株式を取得いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な企業成長を達成するため、以下の課題に取り組んでいます。

① ストック型ビジネスの強化

当社グループでは、主として他社サービス取次により得られるフロー型収益と、自社サービス「まるっとシリーズ」、不動産会社向けの駆けつけサービスの提供、各種業務請負等の提供により顧客から毎月の利用料を得られるストック型収益の２種類の収益を得ております。フロー型収益はストック型収益と比べると一度に得られる手数料の金額が高額であり利益増加に寄与しますが、手数料を得られるのは一度だけであり安定性が十分ではないという課題があります。一方でストック型収益とは、顧客に対してサービスの提供を行い、顧客が契約している限り継続的に利用収入が得られ、新規顧客が増加することで収益が積み上がっていきます。また、複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。

当社グループが提供しているサービスは電気・ガス・宅配水・インターネット回線等の生活に関連するサービスが主なものであり、他社の経営状況や外的要因により一時的に事業活動が制限される状態となった場合でも影響を受けづらく、ストック型収益が増加することで当社グループの安定的な成長に寄与します。

② サービス拡充によるライフタイムバリューの向上

現在、当社グループでは自社サービス、他社サービス問わず取り揃え、電気やガスなどの生活インフラサービスを中心に利便性の高いサービスを提供しております。１人の顧客に対する販売機会から得られる収益を最大化することを課題として認識しており、顧客にとって利便性の高いサービスの取扱を拡充することにより顧客満足度を高めるとともに、ライフタイムバリューの向上に努めてまいります。

③　販売手法の拡充による生産性の向上

販売手法の拡充は顧客数の増加に直結するため、当社グループの事業成長にとって、ライフタイムバリューの向上とともに重要な要素であります。当社グループは主に自社運営のコンタクトセンター、フィールドセールス、Webマーケティング、LINE、SNSを活用した販売活動を展開しており、顧客に合わせた最適なコミュニケーション方法を取り、顧客の利便性向上のみならず、営業生産性も高めております。

④　内部統制及び内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部統制及び内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、さらなる内部統制及び内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑤　情報管理体制の強化

当社グループは、自社サービスの顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題の１つとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

IFRS

区　　分	第 12 期 2023年８月期	第 13 期 2024年８月期	第 14 期 2025年８月期	(当連結会計年度) 第 15 期 2026年８月期
売上収益(千円)	9,350,231	11,771,378	15,510,418	19,789,339
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	317,290	825,430	674,026	1,267,935
基本的１株当たり当期利益 (円)	141.54	349.49	252.16	467.41
資産合計(千円)	3,903,746	9,780,951	11,186,814	13,073,460
資本合計(千円)	1,449,952	3,350,137	4,354,374	5,553,437

(注) １．第13期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第12期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
２．基本的１株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、2025年８月11日付で普通株式1.2株につき１株の割合で株式併合を行っております。第12期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、基本的１株当たり当期利益を算定しております。

日本基準

区　　分	第 12 期 2023年８月期
売上高(千円)	9,426,815
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	326,678
１株当たり当期純利益 (円)	145.73
総資産(千円)	3,350,010
純資産(千円)	1,475,548

(注) １．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、2025年８月11日付で普通株式1.2株につき１株の割合で株式併合を行っております。第12期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ブロードバンドコネクション	10,000千円	100%	アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業
株式会社キャリア	30,000千円	100%	アライアンス事業
株式会社ベンダー	10,000千円	100%	アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業
株式会社HOTEL STUDIO	5,000千円	100%	ホテル事業
株式会社SHC	10,000千円	100%	アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業
株式会社テルベル	11,000千円	100%	アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業

③ 重要な企業結合の状況

2025年９月１日付で株式会社テルベルの全株式を取得し、子会社といたしました。

また、同日付で当社を存続会社、CITV光株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑤ その他

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

事　　業　　区　　分	主要製品及び事業内容
アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業、コンタクトセンター事業、ホテル事業、リスティング・メディア事業	電気、ガス、宅配水、インターネット回線の販売、各種受付、問い合わせ等の顧客対応業務の受託、ホテル運営受託等

(10)　主要な営業所

①　当社

名　　称	所　　在　　地
東京本社	東京都豊島区
福岡本社	福岡県福岡市
東池袋オフィス	東京都豊島区

②　子会社

会　　社　　名	所　　在　　地
株式会社ブロードバンドコネクション	北海道札幌市
株式会社キャリア	北海道札幌市
株式会社ベンダー	福岡県福岡市
株式会社HOTEL STUDIO	福岡県福岡市
株式会社SHC	愛知県名古屋市
株式会社テルベル	新潟県新潟市

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
352名（283名）	39名増（31名増）	34.57歳	5.55年

（注）1.従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
2.当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
201名（59名）	20名増（21名増）	33.21歳	5.50年

（注）1.従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
2.当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(12) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	633,212千円
株式会社りそな銀行	199,980
株式会社商工組合中央金庫	176,639
株式会社名古屋銀行	144,188
株式会社福岡中央銀行	104,981

2．会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　10,400,000株

(2) 発行済株式の総数　2,810,782株（自己株式109,572株を含む）

(3) 株主数　2,703名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	948,743株	35.12%
渡辺　誠	238,037	8.81
多田　敬祐	105,116	3.89
倉住　強一郎	84,745	3.13
株式会社日本カストディ銀行	83,500	3.09
米田　和史	68,005	2.51
深井　伸吾	61,656	2.28
株式会社光通信	61,166	2.26
三好　伸和	58,863	2.17
吉岡　裕之	53,016	1.96

（注）１．当社は、自己株式を109,572株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2025年９月11日開催の取締役会において、会社法第235条第２項、第234条第４項及び第５項の規定に基づき、株式併合による１株に満たない端数の処理について、自己株式として買取る決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類及び数　普通株式　32,054株
取得価額の総額　124,243,888円
取得した期間　2025年９月11日

2026年７月15日開催の取締役会において、今後のM&A戦略(M&Aや資本業務提携等)の実施に備えるため、取得する株式総数の上限を56,000株、取得価額の総額の上限を200,000千円として2026年７月16日から2026年12月15日の期間に、東京証券取引所における市場買い付けによる方法で当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類及び数　普通株式　32,700株
取得価額の総額　125,178,500円
取得した期間　2026年７月16日から2026年８月24日(約定日ベース)

(注)当事業年度末日後である2026年９月１日から2026年９月28日までの期間において、上記取締役会決議に基づき普通株式18,400株(取得価額の総額74,727千円)を取得しており、これをもって当該決議に基づく自己株式の取得はすべて終了しております。

② 株式交換に伴う自己株式の処分

2025年7月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社テルベルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議するとともに2025年7月16日付で株式交換契約を締結いたしました。また、当該株式交換については、株式交換が効力を生じる時点の直前時の株式会社テルベルの株主に対して、その所有する株式会社テルベルの普通株式１株につき当社普通株式11.37216549株及び現金対価213,636.363636円の割合をもって、当社普通株式及び現金を割当交付いたしました。なお、当社が割当交付した当社普通株式の合計は25,018株であり、当社が保有する自己株式を処分しております。また、現金対価の総額

は470,000千円であります。

本株式交換については、2025年7月15日開催の株式会社テルベル臨時株主総会において承認を受け、2025年９月１日に効力発生しております。

③ 新株予約権の行使による新株の発行

当事業年度中に新株予約権の行使により、発行済株式の総数が47,891株増加しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2017年６月15日	2018年６月25日
新株予約権の数（個）		145	20
目的となる株式の種類		普通株式	普通株式
目的となる株式の数（株）		12,035	1,660
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 29,631円 （１株当たり 357円） （注１）	新株予約権１個あたり 29,631円 （１株当たり 357円） （注１）
権利行使期間		自 2019年７月１日 至 2027年５月31日	自 2020年８月１日 至 2028年６月10日
行使の条件		（注２）	（注２）
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 8,300株 保有者数 1人	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 1,660株 保有者数 1人

		第６回新株予約権
発行決議日		2020年６月１日
新株予約権の数（個）		226
目的となる株式の種類		普通株式
目的となる株式の数（株）		18,758
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり　119,852円 （１株当たり　1,444円） （注１）
権利行使期間		自　2022年７月１日 至　2030年５月31日
行使の条件		（注２）
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　157個 目的となる株式数　13,031株 保有者数　1人

（注）１．当社は、2025年８月11日付で普通株式1.2株につき１株の割合で株式併合を行っております。これにより「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

２．新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けたもの（以下「新株予約権者」）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員（以下「取締役等」）の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の都合で取締役等の地位になくなった場合を除くものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③ 新株予約権の一部行使はできないものとする。

④ 新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。

⑤ 新株予約権者は、以下の(a)から(f)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(a) 新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合

(b) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(c) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合

(d) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第１項第２号又は第３号に規定する利益相反取引を行った場合
(e) 禁固以上の刑に処せられた場合
(f) 当社又は当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社又は当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2025年８月11日付で普通株式1.2株につき１株の割合で株式併合を行っております。新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合後の株式数に換算して記載しております。

名称	第８回新株予約権（有償ストック・オプション）
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名 当社子会社従業員 5名
発行決議日	2023年１月13日
新株予約権の数（個）	730
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 60,590
新株予約権の発行価格（円）	１個当たり 13,500
新株予約権の行使期間	2023年１月31日から 2033年１月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 926 資本組入額 463
新株予約権の行使の条件	（注）

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 本新株予約権を取得した者（以下、「本新株予約権者」という。）は本新株予約権の割当日から2028年１月31日までの期間において、当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が、下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の普通取引の終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数

(a) 当社の時価総額が100億円を超過した場合：行使可能割合42%
(b) 当社の時価総額が200億円を超過した場合：行使可能割合83%
(c) 当社の時価総額が300億円を超過した場合：行使可能割合100%
なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる本新株予約権に１個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社（当社及び当社関係会社を総称して、以下「本関係会社」という。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、本新株予約権の権利行使を認めると取締役会が決議した場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 本新株予約権者に適用のある本関係会社の就業規則その他の諸規則等に違反したと当社が判断し、又は、社会や本関係会社のいずれかに対する背信行為があったと当社が判断した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。

名称	第９回新株予約権（第三者割当による新株予約権の発行及び新株予約権にかかる金銭信託の導入）
新株予約権の割当対象者	受託者市川康平（注１）
発行決議日	2023年６月29日
新株予約権の数（個）	1,376
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 114,208
新株予約権の発行価格（円）	１個当たり 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	4,530
新株予約権の行使期間	2024年12月１日から 2033年６月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 4,530 資本組入額 2,265
新株予約権の行使の条件	（注２）

（注）１．本新株予約権は、2023年７月31日付で市川康平氏を受託者とする信託に割り当てたものであります。その後、信託期間の満了に伴い、2024年11月及び2025年11月に受益者として指定された当社及び当社子会社の役員及び従業員等に交付されております。なお、当事業年度においてすべての信託

が終了しており、当事業年度末現在、受託者の保有分はなく、当社役員6名及び当社子会社の役員７名並びに従業員等が保有しております。

2．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使前に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

③ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)、(i)号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

(a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
(d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
(e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
(f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
(g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
(h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
(i) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去５年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者は、当社決算書上の連結損益計算書における営業利益が以下各号に定める基準を満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた個数（１個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 2024年８月期から2028年８月期のいずれかの営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　５分の２
(b) 2024年８月期から2028年８月期のいずれかの営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合　５分の４
(c) 2024年８月期から2028年８月期のいずれかの営業利益が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合　５分の５

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	渡辺　誠	当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般 PRECOMJAPAN PTE. LTD.　Director 株式会社プレコムマネージメント　代表取締役 株式会社HOTEL STUDIO　代表取締役
代表取締役社長兼COO	松永光市	当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般、子会社統括 株式会社テルベル　取締役
取締役執行役員	市川康平	当社グループの経営管理（財務経理関連業務、経営企画室関連業務） 合同会社ケアライフ　代表社員 株式会社ホロラボ　取締役 株式会社HOTEL STUDIO　取締役
取締役執行役員	栁田拓也	当社グループアライアンス事業部門及び集合住宅向け無料インターネット事業部門統括 株式会社ベンダー　取締役
取締役執行役員	久木宮然	当社グループコンタクトセンター事業部門及び事業管理及び自社商材・サービス統括
取締役執行役員	久木宮美和	当社グループの経営管理（総務人事法務関連業務） 株式会社キャリア　取締役 株式会社SHC　取締役
取締役	長野成晃	当社グループの経営戦略に係るアドバイス業務 プレミアムウォーター株式会社　取締役 株式会社DREAMBEER　取締役 INEST株式会社　取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス　取締役CFO 株式会社ウォーターオフグリッド　取締役
取締役	矢野貴文	当社グループの経営戦略に係るアドバイス業務 株式会社RUTILEA　代表取締役
取締役	氣仙直用	株式会社テルベル　代表取締役副社長
取締役（監査等委員）	田中裕也	株式会社ブロードバンドコネクション　監査役 株式会社キャリア　監査役

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 （監査等委員）	尾　崎　　充	株式会社アクティベートジャパンコンサルティング 代表取締役 アクティベートジャパン税理士法人　代表社員 株式会社リブセンス　監査役 アクティベートジャパン人事労務研究所　所長 アクティベートジャパン行政書士事務所　所長 アクティベートジャパン公認会計士共同事務所　統括者 株式会社イメージ・マジック　取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	石　上　麟太郎	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師 石上法律事務所　所長 学校法人成城学園評議員

（注）1．田中裕也、尾﨑充及び石上麟太郎の三氏は、社外取締役であります。
2．当社は、田中裕也氏、尾﨑充氏及び石上麟太郎氏の三氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
3．当社は、監査等委員会が重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査室による事業所往査への一部立ち合いを行いその内容について適宜情報共有を行うことにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4．監査等委員田中裕也氏は、米国公認会計士及び行政書士としての専門的な知識及び経験を有しており、また、上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験を有するものであります。
5．監査等委員尾﨑充氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．監査等委員石上麟太郎氏は、弁護士資格を有しており、企業のコンプライアンス及びガバナンスに関する専門的な知見を有するものであります。
7．当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、その選任に際しては、会社法に定める社外性の要件及び株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員（取締役及び監査役）、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間において、当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約にて填補いたします。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は2023年11月28日に取締役会で決議した役員報酬規程に定めております。

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、それぞれの委嘱内容、貢献度、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この①において「取締役」という。）の報酬については、取締役会の決議により代表取締役会長　兼　CEOに決定を委任し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬（固定報酬）と賞与、株式報酬（譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬）で構成され、監査等委員である取締役の報酬は月額報酬（固定報酬）で構成されており、業績連動報酬制度は採用しておりません。

常勤取締役の月額報酬は、役職毎に定める報酬水準の範囲内（おおむね、取締役については、従業員給与の最高額の1.4倍～4.0倍の範囲、監査等委員である取締役については、0.6～1.3倍の範囲）としております。また、非常勤取締役の月額報酬は、その役員の社会的地位及び貢献度を考慮しております。なお、取締役の賞与は、会社の業績、委嘱内容及び貢献度を考慮しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、2023年11月28日開催の第12回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額２億円以内、監査等委員である取締役は年額３千万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役は０名）、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、同じく2023年11月28日開催の第12回定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬として譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を導入すること、それぞれの総額は年額２億円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）は５名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役会長　兼　CEOが最も適していると判断し、当該事業年度における個人別の報酬等については、取締役会の決議により、代表取締役会長　兼　CEO渡辺　誠に対して、その報酬額の決定を委任しております。なお、かかる個人別の報酬額の決定においては、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じることにより、代表取締役会長　兼　CEOの恣意性が介在する余地を小さくしております。

④　当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度における個人別の報酬等については、代表取締役会長　兼　CEOが取締役会において必要な説明を行った上で、代表取締役会長　兼　CEO一任の決議を経た上で、当該方針に従い、個々の委嘱内容、貢献度、社会的地位等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役の報酬等の総額

役　員　区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	190,723 （－）	162,056 （－）	－ （－）	28,667 （－）	9 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,680 (13,680)	13,680 (13,680)	－ （－）	－ （－）	3 (3)

（注）非金銭報酬等については、2023年11月28日開催の第12回定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中において費用計上した額を記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1) 取締役の氏名等」のとおりであります。なお、当社と各社外役員の各兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役 (監査等委員)	田中裕也	当事業年度開催の取締役会15回すべて(このほかに書面によるみなし決議5回)及び監査等委員会16回すべてに出席いたしました。行政書士としての専門的な知識及び経験、上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。具体的には、取締役会等において、グループ予算における利益増加要因の確認や、M&Aにおける資産評価及び関連債権回収に関するリスク管理の重要性の指摘などを行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

区　分	氏　　名	活　　動　　状　　況
取締役 (監査等委員)	尾　﨑　　充	当事業年度開催の取締役会15回すべて(このほかに書面によるみなし決議5回)及び監査等委員会16回すべてに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。具体的には、取締役会等において、資本コスト（WACC）やROICを意識した中長期計画及び配当方針に関する指摘、新規事業におけるリスク管理や支援機関登録に関する助言、無償減資における会計・税務上の処理の確認・助言並びに役員の責任に関わる免除決議に対する会社法上の観点からの牽制など、財務及びガバナンスの観点から多岐にわたる発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	石　上　麟太郎	当事業年度開催の取締役会15回すべて(このほかに書面によるみなし決議5回)及び監査等委員会16回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。具体的には、取締役会等において、重要契約締結時における成功報酬の算定方法に関する法的拘束力やリスクの指摘、役員の責任に関わる免除決議に対する会社法上の観点からの牽制、並びにグループ取引判断ポリシー策定における絶対基準の設計等に関する専門的な助言などを行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏　　名	期待される役割に関して行った職務の概要
田　中　裕　也	行政書士としての専門的な知識及び経験並びに上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験から豊富な知見を有しており、これらを活かして、客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。
尾　﨑　　充	公認会計士及び税理士としての専門的な知識及び経験並びに企業経営者としての豊富及び幅広い知見を有しており、これらを活かして、客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。
石　上　麟太郎	弁護士としての企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な見識と実績を有しており、これらを活かして、当社のコーポレート・ガバナンスの強化の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　フェイス監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約を締結することのできる旨の規定は、定款上定めておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、将来の持続的な成長に必要な事業投資等や、財政状態及び経営成績並びに経営全般の状況を総合的に勘案し、利益配当を行っていく方針であります。

この基本方針に基づき、当期配当金につきましては、2026年８月期通期業績については概ね予定どおり推移したことから、期末配当金は１株当たり12円（中間配当金実績は18円）とさせていただきます。

なお、次期の１株当たり配当予想は36円（中間配当金18円、期末配当金18円）とすることを決定いたしました。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結財政状態計算書

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,855,247**	**流動負債**	**4,734,279**
現金及び現金同等物	3,867,007	営業債務及びその他の債務	1,785,174
営業債権及びその他の債権	2,473,124	社債及び借入金	572,651
棚卸資産	43,221	リース負債	223,634
その他の金融資産	189,702	未払法人所得税	621,701
未収法人所得税	2,559	返金負債	780,589
その他の流動資産	279,635	引当金	89,445
非流動資産	**6,218,213**	その他の流動負債	661,084
有形固定資産	288,480	**非流動負債**	**2,785,745**
使用権資産	1,750,463	借入金	1,053,873
のれん	2,382,931	リース負債	1,563,259
無形資産	875,874	引当金	48,631
投資不動産	59,952	繰延税金負債	115,334
その他の金融資産	555,027	その他の非流動負債	4,648
繰延税金資産	276,353	**負債合計**	**7,520,024**
その他の非流動資産	29,133	**(資本の部)**	
		親会社の所有者に帰属する持分	**5,553,437**
		資本金	125,380
		資本剰余金	2,139,665
		利益剰余金	3,502,615
		自己株式	△398,312
		その他の資本の構成要素	184,089
		資本合計	**5,553,437**
資産合計	**13,073,460**	**負債資本合計**	**13,073,460**

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上収益		**19,789,339**
売上原価		**5,003,993**
売上総利益		**14,785,346**
販売費及び一般管理費		12,940,207
その他の収益		175,873
その他の費用		38,090
営業利益		**1,982,921**
金融収益		29,440
金融費用		88,198
税引前当期利益		**1,924,163**
法人所得税費用		656,229
当期利益		**1,267,934**
当期利益の帰属		
親会社の所有者		1,267,935
非支配持分		△1
当期利益		**1,267,934**

（注）記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,798,121**	**流動負債**	**3,150,755**
現金及び預金	1,630,734	短期借入金	133,720
売掛金	1,839,748	１年内返済予定の長期借入金	326,924
商品	4,227	賞与引当金	32,945
貯蔵品	145	役員賞与引当金	26,500
前払費用	41,826	未払金	1,313,350
未収入金	41,132	未払費用	144,357
その他	282,412	未払法人税等	295,873
貸倒引当金	△42,103	預り金	47,773
固定資産	**3,882,320**	前受金	19,830
有形固定資産	**174,152**	返金負債	717,940
建物附属設備	202,432	その他	91,543
工具、器具及び備品	54,788	**固定負債**	**829,653**
建設仮勘定	1,280	長期借入金	804,828
その他	301	資産除去債務	24,825
減価償却累計額	△84,649	**負債合計**	**3,980,409**
無形固定資産	**348,082**	**(純資産の部)**	
のれん	140,579	**株主資本**	**3,538,053**
商標権	2,084	**資本金**	**125,380**
ソフトウェア	303	**資本剰余金**	**2,167,630**
顧客関連資産	205,116	資本準備金	125,380
投資その他の資産	**3,360,086**	その他資本剰余金	2,042,249
投資有価証券	149,513	**利益剰余金**	**1,643,355**
子会社株式	2,701,185	利益準備金	7,800
出資金	10	その他利益剰余金	1,635,555
敷金及び保証金	118,945	繰越利益剰余金	1,635,555
長期前払費用	5,958	**自己株式**	**△398,312**
長期貸付金	168,550	**評価・換算差額等**	**24,998**
繰延税金資産	216,103	**その他有価証券評価差額金**	**24,998**
破産更生債権等	2,068	**新株予約権**	**136,981**
その他	8	**純資産合計**	**3,700,032**
貸倒引当金	△2,254		
資産合計	**7,680,441**	**負債純資産合計**	**7,680,441**

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年9月1日から
2026年8月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**14,465,330**
売上原価		**3,370,596**
売上総利益		**11,094,735**
販売費及び一般管理費		**10,638,135**
営業利益		**456,600**
営業外収益		
受取利息	8,610	
受取配当金	2,160	
ポイント収入額	8,137	
社宅家賃収入	31,765	
受取事務手数料	28,777	
その他	3,127	**82,577**
営業外費用		
支払利息	33,698	
その他	1	**33,699**
経常利益		**505,477**
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	32,416	
その他	445	**32,861**
特別損失		
固定資産除売却損	8,459	**8,459**
税引前当期純利益		**529,880**
法人税、住民税及び事業税	373,831	
法人税等調整額	△186,372	**187,459**
当期純利益		**342,420**

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社ラストワンマイル
　取締役会　御中

フェイス監査法人
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介
指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　槻　直　太

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社ラストワンマイル
　取締役会　御中

フェイス監査法人
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中　川　俊　介
指定社員 業務執行社員　公認会計士　大　槻　直　太

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

株式会社ラストワンマイル　監査等委員会

監査等委員　田　中　裕　也　印

監査等委員　尾　﨑　　充　印

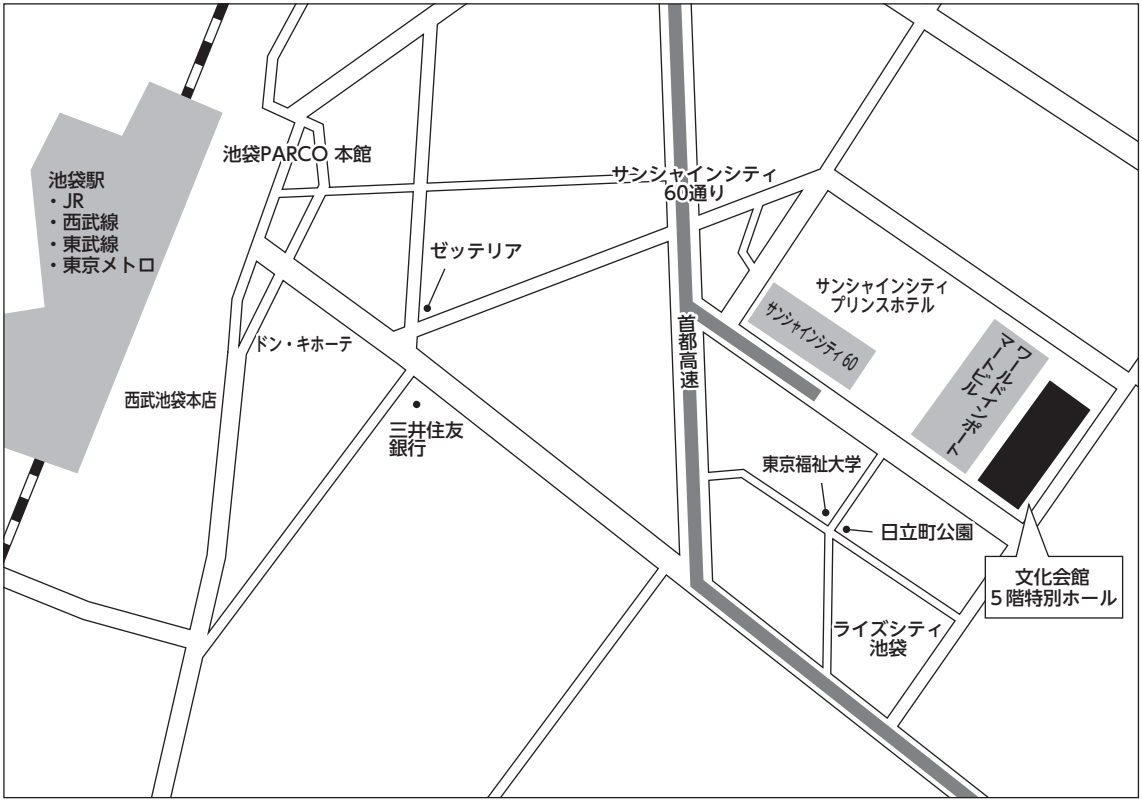
監査等委員　石　上　麟太郎　印

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都豊島区東池袋三丁目１番
サンシャインシティ文化会館ビル５階
特別ホール　502号室
TEL 03-3989-3470



交通　池袋駅東口
ＪＲ（山手線・埼京線・湘南新宿ライン）
地下鉄（丸ノ内線・有楽町線・副都心線）
西武池袋線、東武東上線から徒歩15分
東池袋駅
地下鉄（有楽町線）から徒歩８分